

医療情報取得加算に関する掲示

当院はマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行っています。
国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり点数を算定いたします。

- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】月1回

<初診時>

医療情報・システム基盤整備体制充実加算1	4点
・マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合	
・健康保険証による資格確認を行った場合	
医療情報・システム基盤整備体制充実加算1	2点
・マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合	
・他の医療機関から診療情報提供を受けた場合	

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカードによるオンライン資格確認等の
利用にご協力をお願いいたします。

令和6年1月1日
出水総合医療センター 院長